組合員、准組合員の皆様へ

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

保険証の更新等について

現在ご利用の保険証は、令和 6 年 10 月に最後の一斉更新を実施します。また、その有効期限は、国の定める最大限の利用期限である令和 7 年 12 月 1 日までとする予定としています。
一方、関係法令に基づく、マイナンバーカードと保険証の一体化（マイナ保険証）により、令和 6 年 12 月 1 日をもって、保険証の交付は終了となります。令和 6 年 12 月 2 日以降、新規のご加入、住所氏名変更や再交付申請などの場合、マイナ保険証を保有する方には、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を保有しない方には、「資格確認書」を交付することになります。様式等の詳細については、裏面をご覧ください。

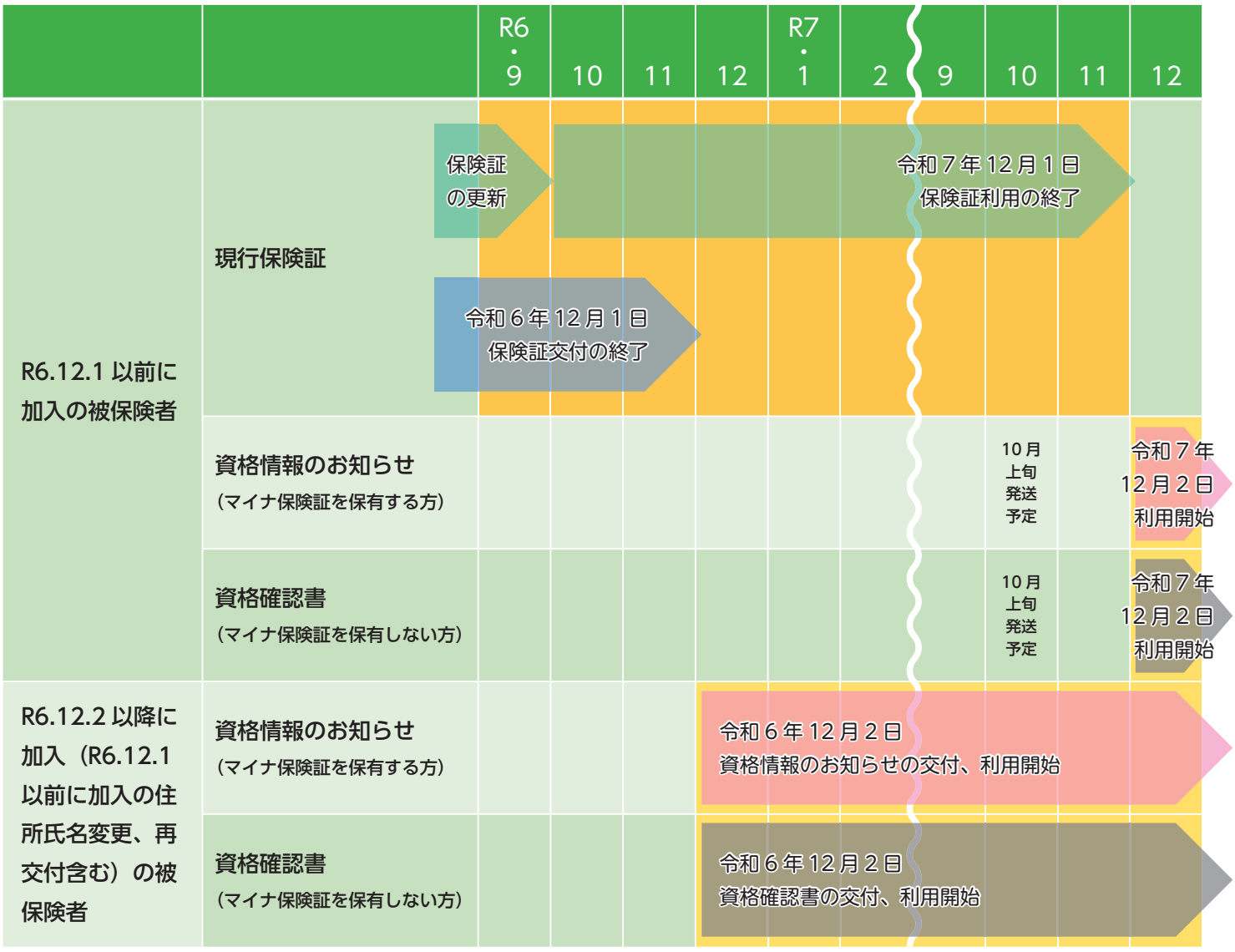

（裏面もご覧ください）

お問い合わせ　TEL：048－824－2631

（R6. 5）

資格情報のお知らせ

【交付対象者】

・マイナ保険証を保有している方（ただし、資格確認書が交付された方は除く。）

※1 「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できません。

※2 マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能です。また、スマートフォンを所有していない方は、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに提示することで受診可能です。

（様式案）素材：PET 紙

組合員

資格情報のお知らせ

令和 6年12月 2日発行

交付保険者　埼玉県医師国民健康保険組合
保険者番号　113019

記号 101　番号 12345678　（枝番）01
氏　名　国保 太郎
適用開始年月日　令和5年4月1日
組合員氏名　国保 太郎
負担割合　3割
発効期日　令和6年12月1日
有効期限　令和7年7月31日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

※69 歳までの方は、グレーの項目の印字はありません。

資格確認書

【交付対象者】

・マイナンバーカードを取得していない方
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
・マイナンバーカードの利用登録解除を申請した方
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
・マイナンバーカードを返納した方
・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で事故情報が閲覧できない設定をされている方
・申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合　等

（本人の申請による交付）

・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
・介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合　等

（様式案）素材：PET 紙

国民健康保険
資格確認書　**組合員**

有効期限　令和　●年　●月●日
発効期日　令和　6年12月　1日

記号 101　番号 12345678　（枝番）01

氏　名　国保 太郎　性別　男
生年月日　昭和25年 4月 1日
資格取得年月日　平成 5年 4月 1日　負担割合　3割
組合員氏名　国保 太郎
住　所　〇〇市〇〇区〇〇町1－1－1
マンション101
保険者番号　113019
保険者名称　埼玉県医師国民健康保険組合
保険者所在地　さいたま市浦和区仲町3－5－1
☎048－824－2631
交付年月日　令和 6年12月 2日

※69 歳までの方は、グレーの項目の印字はありません。

（令和6年1月時点）

マイナ保険証をご利用ください

-本年12月２日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。
また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

・本年12月２日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
・本年12月１日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月２日以降、**最長１年間（来年12月１日まで）**使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下２つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違うと機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード　保険証利用　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare